

〇うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程

令和6年11月5日

告示第226号

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市契約規則（平成19年うるま市規則第9号。以下「規則」という。）第25条第2項に規定する本市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務委託（以下「工事等」という。）の競争入札に参加できる者の資格（以下「入札参加資格」という。）及び規則第39条第1項の規定に基づく指名競争入札に付す場合の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加者の要件)

第2条 入札に参加することができる者は、次の要件を具備する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号に掲げる事項に該当しない者であること。
- (2) 営業実績が1年以上あること。
- (3) 市町村税、県税及び国税を完納していること。
- (4) 労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険の各制度に、原則として加入していること。
- (5) 過去における工事等の履行において、不誠実な行為がないこと。
- (6) 経営状況が良好であること。
- (7) 申請する業種について、第4条の規定による申請書の提出日から起算して2年以内の受注実績があること。
- (8) 営業に際し許認可又は登録が必要な業種においては、その許認可又は登録がなされていること。
- (9) その他市長が必要と認める要件

2 建設工事の入札に参加することができる者は、前項に加え、次の各号に掲げる要件を具備する者でなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に規定する許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けた者であること。

(入札参加資格審査の実施)

第3条 市長は、入札への参加を希望する者に対して、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を、2年に1回定期に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、うるま市内に本店を有する者で新規に資格審査を受けようとするものに対し、市長が指定する期間において随時、追加の資格審査を行うことができる。

(申請書等の提出等)

第4条 入札への参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請書等の提出に代えて、電子申請（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。）を行わせることができる。
- 3 市長は、入札への参加を希望する者又は第6条に規定する入札参加資格者登録名簿に登録された有資格者（以下「有資格者」という。）に対し、必要に応じて申請書等の内容について、実態調査をすることができる。
- 4 実態調査をするにあたり、必要な事項は、別に定める。
- 5 市長は、申請書等の内容について形式的な資格審査を行い、適当であると認めるものについて、うるま市建設工事等競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）に送付するものとする。
- 6 前項に掲げる資格審査委員会の運営その他の事務について必要な事項は、別に定める。

(工事施工能力審査及び等級格付)

第5条 有資格者のうち土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の入札への参加を希望する者については、工種ごとに次の各号に定める数値を合計したもの（以下「最終決定値」という。）により工事施工能力審査を行い、資格審査委員会が等級を格付する。

- (1) 客観的事項 経営事項審査の総合評定値の数値
- (2) 主観的事項 市長が別に定める主観数値
- 2 土木一式工事及び建築一式工事の等級の格付において、最上位の等級に格付ける者は、法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けている者に限るものとする。
- 3 等級の格付に関する基準は、資格審査委員会において決定する。

(有資格者の名簿登録)

第6条 市長は、資格審査委員会の審査結果を踏まえ、入札への参加資格を有していると認められる有資格者を、入札参加資格者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 名簿は、業種ごとに作成し、次条第1項による等級の格付の結果を併せて登載するものとする。

- 3 名簿の有効期間は、当該名簿への登録の日から次期の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

(名簿の公表)

第7条 市長は、名簿に登録された有資格者（以下「名簿登録者」という。）について、次に掲げる事項を一覧表により、速やかに公表するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地又は住所
- (3) 第5条の規定により決定した等級
- (4) その他市長が必要と認める事項

- 2 名簿の公表は、うるま市ホームページ及び総務部契約検査課において行うものとする。

(登録内容等の変更届出)

第8条 名簿登録者は、その登録又は申請書等の内容に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 名簿登録者のうち、うるま市内に本店を有する者については、市長が指定する期間において、主要業種の変更又は希望業種の追加に係る変更届出を行うことができる。

(資格の取消し)

第9条 市長は、名簿登録者が次の事項のいずれかに該当する場合は、第6条に規定する登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号及び同条第2項各号に定める要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたと認めるとき。
- (3) 技術者又は従業員の登録において業者間の重複登録が確認されたとき。
- (4) 資格審査のための事務所の実態調査又は不備書類の補正の要求に応じないとき。
- (5) 資格審査の過程又は資格審査の終了後において、有資格者として不適当であると認められたとき。
- (6) うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であると認められたとき。
- (7) 名簿登録後に登録内容の変更があったにもかかわらず、第8条に規定する届出を相当期間行わないとき。
- (8) 名簿登録後の工事等の履行において、有資格者の責による契約解除があったとき。
- (9) その他市長が不適当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により資格者の認定を取り消したときは、遅滞なく当該資格者に対し、その理由を明示して書面によりその旨を通知するものとする。

(入札参加者)

第10条 競争入札参加者は、名簿登録者とする。ただし、等級該当者が少数である場合、その他必要がある場合においては、当該等級を基準とし1級上下の等級該当者を競争入札参加者とすることができる。

(指名基準)

第11条 指名競争入札に付する場合は、業種ごとに名簿登録者の中からうるま市建設工事等指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が指名する。

- 2 建設工事において、第5条第1項に掲げる工種については、別表に定める工事金額に相応する等級の名簿登録者の中から指名する。ただし、これにより難しいときは、当該等級を基準として1級上下の等級の者のうちから指名することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、工事の特殊性その他特に必要がある場合は、当該等級以上の等級該当者のうちから指名することができる。
- 4 市長は、指名を受け事前に入札を辞退した者は入札者の意思として認めることとし、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 市長は、工事等の適正な発注及び効率的な執行その他中小企業の保護、育成等を図るため、工事等の内容等を考慮して、発注案件ごとに共同企業体を結成させて工事等を発注することができる。
- 6 前項に掲げる共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。ただし、大規模な工事その他市長が特に必要と認めるときは、構成員の数を、選定委員会において決定することができる。
- 7 第5条第1項に掲げる工種における共同企業体の組合せは、最上位等級に属する者のみの組合せ又は最上位等級に属する者及び第二等級に属する者の組合せとする。ただし、選定委員会が必要と認める場合は、この限りでない。
- 8 指名を受けた者の入札の辞退等によって共同企業体を結成できないときは、指名業者の追加を行うことができる。
- 9 第1項に掲げる選定委員会の運営その他の事務について必要な事項は、別に定める。

(申請書様式等)

第12条 この告示による各種申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(手続に関する準備行為)
- 2 第3条から第5条までの規定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前においてもすることができる。
(うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程の廃止)
- 3 うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(平成17年うるま市告示第7号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 4 この告示の規定及び附則第2項は、令和7年度以後の工事等の入札参加資格審査申請に係るものについて適用し、令和6年度以前の工事等の入札参加資格審査申請に係るものについては、この告示により廃止される旧規程の規定によるものとする。
(うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱の一部改正)
- 5 うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成17年うるま市告示第12号)の一部を次のように改正する。
第1条中「うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(平成17年うるま市告示第7号。以下「規程」という。)」を「うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(令和6年うるま市告示第226号)」に改め、「(規程第12条において準用される者に指名停止処分に該当する行為があった場合も含む。)」を削る。
(うるま市小規模工事等契約希望者登録要領の一部改正)
- 6 うるま市小規模工事等契約希望者登録要領(平成17年うるま市告示第147号)の一部を次のように改正する。
第3条第3号中「うるま市建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(平成17年うるま市告示第7号)」を「うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(令和6年うるま市告示第226号)」に改める。
(うるま市建設工事等制限付き一般競争入札に関する試行要綱の一部改正)
- 7 うるま市建設工事等制限付き一般競争入札に関する試行要綱(令和6年うるま市告示第114号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項第2号中「うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(平成17年うるま市告示第7号。以下「規程」という。)」を「うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(令和6年うるま市告示第226号)」に改める。

別表（第 1 1 条関係）

区分 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事、管工事
A級	5， 0 0 0 万円以上	8， 0 0 0 万円以上	1， 5 0 0 万円以上
B級	5， 0 0 0 万円未満 2， 5 0 0 万円以上	8， 0 0 0 万円未満 3， 0 0 0 万円以上	1， 5 0 0 万円未満
C級	2， 5 0 0 万円未満	3， 0 0 0 万円未満	—